

沈黙に向き合う

沖繩戦聞き取り47年

石原 昌家

家永教科書裁判について 私の連載が「分かりにくく」と読者に言われ、その説明の原稿を書いているまさにそのとき、メディアの方から「沖繩県として集団自決の表現はどうなっているのか」と尋ねられた。それで前回予告した結論を書く前に、その質問にどう答えたいかを記すのも説明の一端になると思う。

表記の区別

の監修委員会で、「設立理念に書かれている住民の「ある者は追いつめられて自ら命を断ち」の表現を、沖繩戦研究の到達点をふまえ、新資料館では「ある者は追いつめられて自ら命を断たされ」に変更した。それに沿って展示説明文では「住民犠牲性の諸相」の二つを「本軍の強制による集団死」と書き改めてある。しかし、

「行政用語になっている。日本軍に積極的な戦闘協力のため「集団自決」したということが認定されると、乳幼児を含む若者男女が「戦闘参加者」として準軍属扱いされ、靖国神社の祭神にされている。つまり、「集団自決」(カギカッコつき)は、国の「援護法用語」である。したがって、援護法による「遺族給与金(年金)」受給者は、「集団自決」という用語に呪縛されたままである。

文化

資料館での表記

2000年4月に装いを新たに開館した新沖繩県立

集団死、3通りに区別

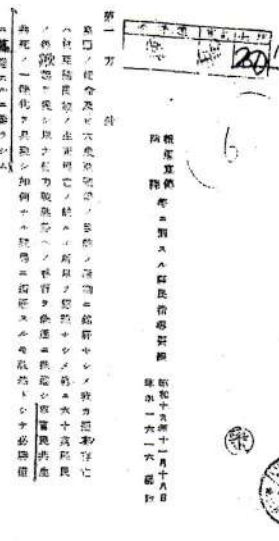
軍、「共死」を県民に強制

琉球新報の社説

『琉球新報』88年2月11日付では、「沖繩出張法廷」での証言をうけ、「意義深い教科書訴訟／沖繩戦の実相が明るみに」という見出しの社説を掲げている。『渡嘉敷島での「集団死」』についての証言は衝撃である。しかし表現のしようがない。『牛島軍司令官の「自決」はあっても、渡嘉敷島やその他で起きていた乳幼児の死亡は「自決」といえない、という例示は分かりやすい。ちなみに、広辞苑(岩波書店)には「集団自決」という語は出ていない。そういう意味では、私たちもいつのころからか「集団自決」という表現



極秘



第一号

沖繩戦生存者の証言「コーナ」では、証言者の語る「集団自決」という表現を、当然そのままにしてある。新資料館の沖繩戦体験の認識としては「強制集団死」であつても、証言者の言葉を勝手に変えられないので、沖繩県平和祈念資料館では結果的に「強制集団死」と「集団自決」が併記されている。つまり、参観者の多い資料館に「分かりにくさ」を、と残すことになっている。

「弾薬運搬」など20のケースの一つに「集団自決」を含めたので、「援護法用語」にされたあとと殺されるなど極度の恐怖心を日本軍に植えつけられていた。その上、絶対に敵への投降(降伏)は許さないといい、日本軍が背後にいて、皇民化教育を受けていても、住民は絶体絶命の絶望状況の中で集団的な死に追いつめられていた。つまり、住民は前門のトラ(米軍)と後門のオオカミ(日本軍)の板挟みになり、「自らの命を絶たされる」という死の淵に立たされていたのである。それで③は、軍の「指導・要請・教唆・強制・命令などによる集団死」と解釈されることになった。

新たな到達点

この表記をめぐる、頭

沖繩戦で、住民は軍と共生、共死するよう命じた「軍官民共生共死の一体化」が盛り込まれた県民指導方針。住民に集団死を強制した証拠として、石原昌家氏の証言の中で重要視された